

第6章

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市が定めるものです

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

概ね、10年後の令和10年度の主要な指標を以下のように設定します。

※平成31年3月策定の本計画について、令和6年3月に中間見直しをしました。その際、主要な指標についても見直しをしたため、5年後の令和10年度の指標として設定します。

（１）確保すべき農地面積：目標とする農地面積 37ha

平成24年の生産緑地面積は28.5ha、宅地化農地面積は16.2haで全体の農地面積44.7haであり、令和2年の生産緑地面積は26.8ha、宅地化農地面積は12.3haで全体の農地面積39.1haとなっています。生産緑地面積は1.7haの減少で年平均0.7%の減少率、宅地化農地面積は3.9haの減少で年平均3.0%の減少率です。

今後も農地の減少が想定されますが、引き続き生産緑地の追加指定や都市農地貸借円滑化法を活用した農業者への貸借の促進など施策を講じることにより、農地の減少を抑え目標とする確保すべき農地面積を37haと設定します。

（２）確保すべき農家数：目標とする農家数 54戸

農林業センサスでは、

- ①令和2年の農家数は70戸、平成22年の農家数は107戸であり、この10年間の農家数の減少率は年平均3.5%です。令和2年以降、年平均3.5%の減少が続くとすると、令和10年の農家数は52.8戸となります。
- ②令和2年の農家数は70戸、平成27年の農家数は83戸であり、この5年間の農家数の減少率は年平均3.1%です。令和2年以降、年平均3.1%の減少が続くとすると、令和10年の農家数は54.3戸となります。

①と②の算出結果から、目標とする農家数は54戸と設定します。

（３）認定農業者となる農家数：目標とする認定農業者の経営体数 14経営体

令和5年4月時点で認定を受けている農業経営体は12経営体あります。令和5年度に行った農業者意向調査結果より、今後認定を受けたいと思っている経営体は2経営体あることから令和10年の認定農業者は14経営体と認定します。認定農業者14経営体は、令和10年の農家数54戸の約26%にあたります。

（４）農業所得：所得目標額 500万円 300万円

野菜直売と体験農園、エコ農産物認証、学校給食、花きの市場出荷等により地域の農業を担う農業経営体の所得目標を「500万円」、その他の農業の広がりを支える農業経営体の所得目標を「300万円」とします。

（５）労働時間：目標年間労働時間 1,800時間

労働時間については、農業者の健康や余暇の時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めることにより、主たる従事者1人当たりの年間労働時間の目標を、おおむね1,800時間とします。

（６）経営管理の方法

経営管理の合理化を促進するために、財務管理では、複式簿記等の導入や経営と家計を分離した青色申告の実施を行います。

また、インターネットによる多様なソフトやアプリケーションの活用を図り、作業・販売管理を行い、生産出荷管理等や市況状況の把握・顧客データの管理・集積を行います。

（７）農業従事の態様の改善

経営形態については、家族経営を基本にしています。「家族経営協定」を締結するなど、男女間や年齢による固定的な役割分担意識を変革し、定期的な休日制や給料制の導入を図り、従事態様の改善を推進し、次代を担う後継者や女性農業者が安心して農業生産活動に従事できるようにします。

また、女性農業者の技術や経営管理能力の向上を図り、農業の担い手として積極的な経営参画を推進します。

（８）農地の集積目標：認定農業者への農地集積率 26.5%

令和5年現在の認定農業者12経営体の経営面積は約8.4haであり、認定農業者1経営体当たりの平均経営面積は約0.7haとなります。そのため、先に示した目標とする農地面積及び目標とする認定農業者の経営体数から、令和10年の農用地の利用集積目標を26.5%と設定します。

$0.7\text{ha} \times 14\text{経営体(目標とする認定農業者の経営体数)} / 37\text{ha(目標とする農地面積)} = 26.5\%$

また、当市は全都市街化区域のため面的集積は困難ですが、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

（９）農地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法による農地貸借や農作業受委託等の取り組みを促進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

（10）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

①新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

多摩市は都市化が進み、市内における新規就農者※1は、これまで農業後継者のみの状況となっており、農外からの新規参入は見込み難いと想定されます。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手となる農業後継者を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等※2の育成・確保目標を踏まえ、多摩市においては、今後10年間で5人の当該青年等の確保を目標とします。

多摩市及び周辺市他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する主たる従事者一人当たりの年間総労働時間の目標を国の労働時間短縮推進計画による1,800時間の水準を達成しつつ、農業経営開始

から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第1の(3)に示す地域の農業を担う農業経営体の目標の6割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を目標とします。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

多摩市における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、南多摩農業改良普及センター、J A東京みなみと連携して重点的に指導を行います。

農業関係組織の他、近隣大学や地域との連携により、魅力ある農業を展開し、新たな農業経営者確保を図り、地域との連携による農とのふれあいにより農業を身近なものとし新規就農者確保を目指します。更に、新規就農者を将来的には認定農業者へと誘導します。

(11) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標にすべき農業経営の指標

(10)の①に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、多摩市における主要な営農類型については、第2 農業経営モデルに示す、農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

※1 新規就農者…ここでのいう新規就農者とは、農外からの新規参入農業者、農業後継者及び新たに農業関係企業へ就職した者を指す。

※2 青年等…農業経営基盤強化促進法第4条第2項に基づく、次の(1)～(3)に当たる者。(1)原則18歳以上45歳未満の青年(2)45歳以上65歳未満の中高年者で他産業従事経験を活かし農業に意欲的に取り組む者。(3)(1)・(2)に掲げる者が役員の過半数を占める法人。

2 農業経営モデル

1 の農業経営基盤強化の促進に関する目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営のモデルを、所得目標毎に示します。

また、農業所得の多少に関わらず、農業者がそれぞれの条件に応じて、持てる力を最大限に発揮していくことが、都市農業の発展と豊かな市民の生活を支えることにつながることから、都市農業の果たす役割に視点を置いたタイプ分けを以下のとおりとしました。

農業経営モデル（案）

- I 安心・新鮮な農産物を生産し、生産者の顔が見える農業経営
- II 市民の豊かな生活に貢献する農業経営
- III 環境と調和した農産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民とのふれあい・やすらぎを提供する農業経営
- V 地域産業の一翼を担い、他産業と連携した農業経営

地域の農業を担う経営モデル（所得 500 万円）

タイプ	営農モデル	経営耕地 (a) 作付面積	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
I	野菜の市場出荷を主体とした経営	80 120	2	ハウレンソウ、コマツナ	パイプハウス トラクター 播種機
IV	観光農園を主とした経営	40 40	3 ボランティア	イチゴ、ブルーベリー 体験農園	鉄骨ハウス 養液システム一式 防鳥棚
II IV	野菜の共同直売と体験農園を主とした経営	60 70	1.5 ボランティア	トマト、ナス、キュウリ、ハウレンソウ、ハクサイ、ダイコン	パイプハウス トラクター 管理機
II V	野菜の共同直売、学校給食、契約出荷を主とした経営	150 170	4 ボランティア	水稻、タマネギ、ネギ、ジャガイモ、ナス	パイプハウス トラクター 田植え機
II III	東京都エコ農産物等の認証を受けた野菜の共同直売所出荷経営	60 100	2	トマト、ナス、キュウリ、エダマメ、オクラ、ダイコン、ピーマン、ブロッコリー	パイプハウス トラクター 播種機 動力噴霧器

地域の特徴を活かした農業経営モデル(所得 300 万円)

タイプ	営農モデル	経営耕地 (a) 作付面積	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
I IV	野菜の共同直売と学校給食への出荷を主とした経営	50 80	1.5 ボランティア	トマト、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、ホウレンソウ、アスパラガス	パイプハウス 管理機
I III	野菜の共同直売と学校給食への出荷を主とした経営	50 80	1.5 ボランティア	トマト、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、ホウレンソウ、アスパラガス	パイプハウス 管理機
I II	収益性の高い作物を導入し、直売所等へ出荷する経営	30 50	1.5 ボランティア	ナス、キュウリ、アスパラガス、ミニトマト、ジャガイモ、エダマメ	管理機
I II	花きの市場出荷と野菜の直売経営	60 100	2	パンジー、ビオラ、ベゴニア、マリーゴールド、野菜	パイプハウス 管理機
II IV	地域産農産物を活用した農産加工品製造と直売野菜等を生産する経営	65 90	2	水稻（酒米、味噌）、梅、野菜	加工施設 パイプハウス 田植え機 管理機

3. 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

多摩市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみ等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業

制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組みます。

加えて、多摩市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 多摩市が主体的に行う取組

多摩市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、南多摩農業改良普及センターやＪＡ東京みなみなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、多摩市が主体となって、東京都、農業委員会、ＪＡ東京みなみ、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築します。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行います。

多摩市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

多摩市は、東京都、農業委員会、ＪＡ東京みなみ、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 東京都農業会議、多摩市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行います。
- ② 農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

多摩市は、ＪＡ東京みなみと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、ＪＡ東京みなみ等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、多摩市農業委員会等の関係機関

と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、全城市街化区域のため、本事業は該当しません。